

瑞穂市立巢南中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月25日改訂

いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
- ・「いじめは、どこにでもだれにでも起こるもの」

(3) 学校としての構え

- ・瑞穂市の基本方針「いじめを見逃さない市・学校をめざす」をふまえ、学校は、いじめはどこにでもだれにでも起こるものという認識をもち、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

いじめの未然防止のための取組 （自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感や充実感を感じながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも

適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。

- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

（２）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

（３）全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の３点を留意した指導を充実する。
 - ① 生徒に自己存在感を与える
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやＳＮＳの使い方について、生徒会が計画・運営する生徒間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

いじめの早期発見・早期対応

（１）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間３回の県いじめ調査等を確実に実施し、その状況について「いじめ対策実行委員会」にて確認して、対策を検討する。
- ・学年主任者会で欠席状況や生活の様子などの情報共有を行う。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ

細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーやスクール相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

（２）教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時には、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクール相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

（３）教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

（４）保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめを行った側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめを行った側の児童生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめを行った生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

（５）関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

・校内において、いじめの未然防止，早期発見・早期対応のために，学校職員で「いじめ対策実行委員会」を設置する。

校長，教頭，教務主任，主幹教諭，生徒指導主事，教育相談コーディネーター，養護教諭，学年主任，学級担任 等
但し，状況に応じて，該当学年の担任又は主任，管理職のいずれかの複数名で対応することもある。

・いじめの未然防止，早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため，また，重大事態の調査を行う組織として，以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，教育相談主任，養護教諭 等
学校職員以外：保護者代表，学校評議員，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，弁護士，医師，民生児童委員，人権擁護委員
行政福祉担当者，市民安全対策監 等

いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	- 入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 - 学校だより，Webページ等による「方針」等の発信 - 職員研修会の実施（「方針」，前年度のいじめの実態と対応等） - 学年集会でいじめ未然防止の啓発（一斉） - 心のアンケート（記名式）の実施，教育相談の実施 - タブレット及び使用についての指導	「方針」の確認
5月	- PTA総会（紙面）で「巣南中学校いじめ防止基本方針」の周知 - 心のアンケート（記名式）の実施，教育相談の実施 ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施 - 第1回Q-Uアンケートの実施 - 教育相談部会で情報交流	
6月	- いじめアンケート（記名・無記名選択式）と教育相談部会で情報交流 - 学校運営協議会等で「方針」説明 - いじめ未然防止に向けた学年集会（「巣南中学校人権宣言」の活用）	
7月	「いじめ対策実行委員」の実施 - 職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	第1回県いじめ調査

	・教育相談部会で情報交流 ・第1回情報モラル研修	
8月	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（前期の取組の評価）	夏季休業中の指導
9月	・教育相談部会で情報交流 ・心のアンケート（記名式）の実施，教育相談の実施	
10月	・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・第2回Q-Uアンケートの実施 ・心のアンケート（記名式）の実施，教育相談の実施	
11月	・いじめアンケート（記名・無記名選択式）と教育相談部会で情報交流 ・「ひびきあい集会」に向けた取組 ・教育相談部会で情報交流	
12月	・「ひびきあい集会」に向けた活動（人権集会で取組を発表） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・第2回情報モラル研修	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・いじめアンケート（記名・無記名選択式）と教育相談部会で情報交流 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画	
2月	・心のアンケート（記名式）の実施，教育相談の実施	
3月	・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・第3回情報モラル研修	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ対策実行委員会」にて対応するものの，状況に応じて，該当学年の担任又は主任，管理職のいずれかの複数名で対応する。
- ・「いじめ対策実行委員会」で方針を確認し，事実確認や情報収集，保護者との連携等，役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら，速やかに情報共有し，組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた，或いは疑いがある場合には，いじめを受けた（疑いがある）児童生徒の気持ちに寄り添い，安全を確保しつつ組織的に情報を収集し，迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合，教育委員会に報告するとともに，いじめを行った側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し，家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下，謝罪の指導を行う中で，いじめを行った生徒が「いじめ

は許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。

- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・一旦、いじめの兆候が治まった、或いは謝罪等で解消（※）したと判断しても、3カ月を目安とする期間は継続して注視する。ただし、この目安に関わらず、当該生徒の状況によっては、より長期の期間を設定する。

※解消とは、「①いじめに関わる行為が止んでいる ②被害生徒が心身の苦痛を感じていない」という要件を満たしている状態をさす。しかし、必要に応じ他の事情も勘案することもある。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定（「いじめ対策実行委員会」の招集）
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめを行った側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめを行った側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

（２）「重大事態」と判断された時の対応

- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、「いじめ防止・対策委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

学校評価における留意事項

- ・組織的に早期対応し、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

① いじめの早期発見の取組に関すること

② いじめの再発を防止するための取組に関すること

個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となる。アンケート質問票の原本等の一次資料の保存は当該生徒が卒業するまで、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料は5年間保存する。

家庭の果たす役割

(1) 保護者の責務

- ・子どもの話に耳を傾け、子どものよさを認めるなどして、子どもの理解に努める。
- ・学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子どもの学校生活の把握に努める。
- ・市や学校、地域社会等が講じるいじめの防止等のための取組に協力する。
- ・情報モラルの理解に努め、子どもがインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けられるよう努める。

(2) 未然防止と早期発見

- ・子どもの話に耳を傾け、「認める」「ほめる」「叱る」ことを通して、子どもにきまりを守るなどの「規範意識」を身に付けさせるように努める。
- ・授業参観、家庭教育学級等のPTA活動に積極的に参加しながら、子どもをどのように教育していけばよいかについて学習を深める。
- ・子どものささいな変化を見逃さず、困っている様子があれば子どもの話に真剣に耳を傾け、いじめの未然防止や早期発見に努める。
- ・いじめの疑いがある場合は、事実関係を冷静に整理するとともに、学校や専門機関に相談する。
- ・子どものスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭での約束ごとを決め、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについて、定期的に確認する。

(3) 早期解消に向けた取組

- ・子どもがいじめを受けた場合、身体の安全を確保するとともに、学校と協力していじめの解消を図る。
- ・子どもがいじめをした場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ

相談する。

- ・子どもを通していじめの情報を把握した場合、我が子のいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。

地域の果たす役割

(1) 未然防止に向けた取組

- ・地域は、学校と互いの情報を共有し、登下校の見守りやあいさつ運動、地域清掃、ラジオ体操等のさまざまな活動に協力することを通して、常に連携を図るよう努める。
- ・地域は、青少年育成推進者等を効果的に活用し、生徒の社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるために、地域の行事（校区活動、自治会活動、子ども会等）や体験活動（瑞穂総合クラブ、スポーツ活動等）への参加を促すなど、さまざまな交流や体験を通して、生徒同士、又は生徒と地域住民との心の結び付きを深める環境づくりを推進する。
- ・地域は、いじめや非行に対する理解や認識を深め、児童生徒の規範意識の醸成及び社会環境の浄化に努める。また、地域・学校・家庭などの関係者が、児童生徒についての情報を交流する場（青少年育成市民会議三部会等）をもち、共通理解のもとに生徒のいじめや非行防止に努める。

(2) 早期対応に向けた取組

- ・地域の住民、企業従事者、商店や商業施設等の経営者等は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、当該生徒に声かけを行う等をして様子を見るとともに、学校又は市教育委員会へ連絡することに努める。
- ・民生委員、民生児童委員等は、地域においていじめの発見に積極的に関わり、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、市教育委員会及び学校と協力して対応する。
- ・地域ボランティアやあいさつ運動、地域安全運動など活動を通して、日ごろから子どもたちとあいさつを交わして顔見知りになる等、登下校時や遊んでいる子どもの見守りや声かけをする。子どもの様子がおかしい、いじめかもしれないと思ったら、市教育委員会や学校に情報提供をする。